

《支店・営業所等への委任する際の注意点》

※以下の場合は委任ができませんので、ご注意ください。

1、同一人物への委任

支店等(営業所等も含む)に委任する場合に、支店等と本社の代表者を同一人物にされる場合がありますが、契約時において契約等の権限がどこにあるのかが曖昧になるため、本市においては「委任」とは見なさないこととしています。

委任をする場合には、委任先の代表者は、入札等、契約、代金請求、受領など契約履行に関する一切の権限を任せられる支店等の方にしていただく必要があります。

2、複数の委任

- ① 支店等が複数ある場合は、一つの登録区分において委任先として登録できるのは、一支店のみです。

《例》A支店で参加資格の申請を行い、それとは別にB支店でも参加資格の申請を行うことはできません。

【本社】会津株式会社	└	【委任先】会津株式会社 A支店	○	どちらか一方の登録のみとなります
	└	【委任先】会津株式会社 B支店	×	

- ② 一つの登録区分のうち、一部分の種目のみを委任することはできません。

《例》物品でのご登録の場合

「物品」での登録業種のうち、「印刷」をA支店へ委任し、「消耗品」をB支店へ委任することはできません。

【本社】会津株式会社	└	【委任先】会津株式会社 A支店	…	「印刷」のみ登録
	└	【委任先】会津株式会社 B支店	…	「消耗品」のみ登録

3、使用印鑑について

委任先を設けた場合、使用印鑑は委任先の代表者の印鑑を使用することとします。

例) ・委任先の代表が支店長だった場合 → 「支店長之印」等、役職名の入っている印を使用すること。

(役職名と印鑑の役職が一致していることが望ましい。)

・役職印がない場合 → 委任先の代表者の個人印(シャチハタ等除く)を使用すること。